平成２４年（フ）第５３号
岐阜県下呂市小坂町小坂町691番地
債務者　岡崎幸八郎
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪下　六代
4　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第６６９号
東京都八王子市八日町８番１号ビュータワー八王子1903号
債務者　萩原　　勲
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　　充
4　破産債権の届出期間　平成24年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２５３号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目７番地19　横浜鶴ヶ峰ビューハイツ1311号
債務者　田中　貞子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉村　文規
4　破産債権の届出期間　平成24年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月２日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２５４号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目７番地19　横浜鶴ヶ峰ビューハイツ1311号、住民票上の住所横浜市旭区鶴ケ峰２丁目10番地13
債務者　田中　正廣
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉村　文規
4　破産債権の届出期間　平成24年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月２日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２５５号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目７番地19　横浜鶴ヶ峰ビューハイツ1311号、住民票上の住所横浜市旭区鶴ケ峰２丁目10番地13
債務者　田中真知子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉村　文規
4　破産債権の届出期間　平成24年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月２日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３号
秋田県能代市檜山字新田家ノ前74番地
債務者　長岡　　稔
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高城　智子
4　破産債権の届出期間　平成24年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第９８号
長崎県佐世保市常盤町９番９号　クレフォート常盤904、旧住所長崎県佐世保市皆瀬町225番地11
債務者　十亀　弘子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　信隆
4　破産債権の届出期間　平成24年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１０３号
群馬県館林市堀工町1619番地の16　堀工ハイツ―101、前住所岩手県奥州市水沢区真城字北上野33番地８　アーバンポリス202号室
債務者　千尋　香織（旧姓髙栁）
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１０５号
群馬県太田市下田島町1243番地81
債務者　戸部　健一
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１３９号
奈良県橿原市白橿町８丁目７番24号　谷三津男方、前住所横浜市港北区小机町73番地３横浜小机西パーク・ホームズ壱番館202号
債務者　谷　　尚治
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
奈良県橿原市醍醐町459番地の15
債務者　森村　公子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
奈良県橿原市葛本町73番地の１　センチュリーフジモト201
債務者　旬香こと　田淵　基之
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
奈良県大和高田市南陽町８番28号
債務者　谷　　哲二
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
奈良県大和高田市南陽町８番28号
債務者　谷　　律子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
奈良県橿原市中曽司町419番地の５
債務者　佐野　仁哉
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係